

日本スポーツ少年団設置規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「本会」という。)定款第 39 条の規定に基づいて設置された日本スポーツ少年団に関することを定める。

第2条 日本スポーツ少年団(Japan Junior Sport Clubs Association:略称 JJSA)は、全国の登録したスポーツ少年団を代表する組織体とする。

2. 日本スポーツ少年団は、都道府県体育・スポーツ協会の設ける都道府県スポーツ少年団をもって構成する。

第2章 目 的

第3条 日本スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の身心の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 日本スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成と活用
- (4) スポーツ少年団の国内、国際交流事業の実施
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団活動開発に関する調査研究及び実験の実施
- (7) スポーツ少年団の活動拠点の充実促進
- (8) スポーツ少年団の顕彰
- (9) スポーツ少年団々旗、標章などの制定管理
- (10) 関係団体との連携
- (11) そのほか目的達成に必要な事業

第5条 日本スポーツ少年団は、前条の事業及び予算・決算に関しては、本会理事会の決議に基づき実施する。

第4章 登 録

第6条 日本スポーツ少年団への加入は、登録をもって行う。

2. 登録に関しては、別に定める。

第5章 役員

第7条 日本スポーツ少年団につぎの役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名以内
- (3) 常任委員 12名以上 18名以内
- (4) 委員 47名

2. 本部長、副本部長と委員を兼ねることはできない。

第8条 委員は、都道府県スポーツ少年団が、その本部長、副本部長の中から1名を選出する。

第9条 本部長は、委員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 本部長は、日本スポーツ少年団を代表し、業務を統轄する。

第10条 副本部長は、委員総会でこれを推挙し本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第11条 常任委員は、委員総会において、委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、本部長が委嘱する。

2. 前項のほか本部長は、委員総会に諮って本会理事及び学識経験者から、9名以内の常任委員を委嘱することができる。

第12条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。

3. 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第6章 名誉本部長、名誉委員

第13条 本部長は、委員総会に諮って、日本スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を名誉本部長に推挙することができる。

2. 本部長は、委員総会に諮って、日本スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を終身の名誉委員に推挙することができる。

第7章 会議

第14条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、日本スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算そのほか業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を決議する。

2. 委員総会は、原則として毎年2回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。

3. 前項のほか常任委員会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

第15条 委員総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 構成員が委員総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は、その所属する都道府県スポーツ少年団の役員に委任することができる。この場合委任した構成員は、出席したものとみなす。

第16条 委員総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除いた出席構成員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長がこれを決める。

第17条 委員総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する委員総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって委員総会の賛成決議に代えることができる。

第18条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、日本スポーツ少年団の業務を決議し、執行する。

2. 常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集して議長となる。

3. 常任委員会は、構成員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。

4. 常任委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除いた出席構成員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長がこれを決める。

5. 構成員が常任委員会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合委任した構成員は、出席したものとみなす。

第19条 常任委員会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する常任委員会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって常任委員会の賛成決議に代えることができる。

第8章 専門部会

第20条 日本スポーツ少年団に次の専門部会を置く。

- (1) 指導育成部会
- (2) 広報普及部会
- (3) 活動開発部会

2. 前項のほか常任委員会の決議を経て必要な専門部会を設けることができる。

3. 専門部会は、専門事項について調査研究を行い常任委員会に意見を具申する。

4. 専門部会について必要な事項は、常任委員会の決議を経て別に定める。

第9章 指導者協議会

第21条 日本スポーツ少年団に指導者の資質、指導力向上のため指導者協議会を置く。

2. 指導者協議会については、常任委員会の決議を経て別に定める。

第10章 会計

第22条 日本スポーツ少年団の会計は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

第11章 事務局

第23条 日本スポーツ少年団の事務は、本会事務局において処理する。

第12章 本規程の変更

第24条 この規程は、常任委員会及び委員総会において3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附則2

1. この改定規程は、昭和 59 年 6 月 28 日から施行する。

2. この改定規程施行時において、すでに旧規程により選任され、在任中の役員の任期は改定規程 7 条及び 8 条並びに 12 条にかかわらず昭和 60 年 3 月 31 日までとし、本部員は常任委員、代議員は委員とよみかえるものとする。

附則3 この改定規程は、平成 2 年 3 月 28 日から施行する。

附則4 この改定規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則5 この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

附則6 この改定規程は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。

附則7 この改定規程は、平成 29 年 3 月 8 日から施行する。

附則8 この改定規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則9 この改定規程は、令和 3 年 4 月 23 日から施行する。

附則10 この改定規程は、令和 4 年 4 月 22 日から施行する。